22695　ポリ［メタクリル酸メチル―*co*―メタクリル酸＝α―メチルポリ（オキシエチレン）―ω―イル―*co*―メタクリル酸＝テトラヒドロフルフリル―*co*―メタクリル酸＝２―（ジメチルアミノ）エチル］　９―2967

22696　末端に３，５―ジオキソ―４―アザトリシクロ［５．２．１．$0^{2,6}$］デカ―８―エン―４―イル基を有する［イソフタル酸・４，４’―オキシ二安息香酸・２，２’―ジアミノ―４，４’―（ペルフルオロプロパン―２，２―ジイル）ジフェノール重縮合物］　10―3103

22697　マレイン酸＝水素＝２―（２―エトキシエトキシ）エチル　２―(4)―1265

22698　マレイン酸＝水素＝２―（１―メチルエトキシ）エチル　２―(4)―1266

22699　マレイン酸＝水素＝２―［２―（２―メトキシエトキシ）エトキシ］エチル　２―(4)―1267

22700　メタクリル酸＝２―イソプロピルトリシクロ［３．３．１．$1^{3,7}$］デカン―２―イル・メタクリル酸＝１―エチルシクロヘキシル・メタクリル酸＝２―オキソ―２―（５―オキソ―４―オキサトリシクロ［４．２．１．$0^{3,7}$］ノナン―２―イルオキシ）エチル・メタクリル酸＝２―オキソテトラヒドロフラン―３―イル・メタクリル酸＝３，５―ジヒドロキシトリシクロ［３．３．１．$1^{3,7}$］デカン―１―イル共重合物　９―2968

22701　メタクリル酸＝３，３，５―トリメチルシクロヘキシル　３―(4)―717

22702　メタクリル酸・メタクリル酸アリル・メタクリル酸ベンジル共重合物　９―2969

22703　メタクリル酸・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸シクロヘキシル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2970

22704　メタクリル酸・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸ベンジル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2971

22705　メタクリル酸・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸メチル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2972

22706　メタクリル酸・メタクリル酸＝２―エチルヘキシル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝２―ヒドロキシエチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸＝*tert*―ブチル・メタクリル酸メチル・２―（メタクリロイルオキシ）エチル（トリメチル）アンモニウム＝クロリド共重合物　９―2973

22707　メタクリル酸・メタクリル酸＝２―エチルヘキシル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸ベンジル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2974

22708　メタクリル酸・メタクリル酸＝２―エチルヘキシル・メタクリル酸＝２―ヒドロキシエチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸＝*tert*―ブチル・メタクリル酸メチル・２―（メタクリロイルオキシ）エチル（トリメチル）アンモニウム＝クロリド共重合物　９―2975

22709　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝トリシクロ［３．３．１．$1^{3,7}$］デカン―１―イル・メタクリル酸＝２―ヒドロキシエチル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2976

22710　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸ブチル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2977

22711　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝*tert*―ブチル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2978

22712　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸ベンジル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2979

22713　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝*tert*―ブチル・メタクリル酸ベンジル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2980

22714　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物　９―2981

22715　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸ベンジル・メタクリル酸メチル共重合物　９―2982

22716　メタクリル酸メチル重合物の｛２，２’―［オキシビス（メチレン）］ビス［２―（ヒドロキシメチル）プロパン―１，３―ジオール］と３―スルファニルプロパン酸のエステル化反応生成物｝による末端封止物　９―2983

22717　11―（３―メチル―２―オキソテトラヒドロフラン―３―イル）―11―オキソウンデカン酸メチル　８―(4)―1916

22718　［（２*S*）―４―メチル―３，４―ジヒドロ―２*H*―１，４―ベンゾオキサジン―２―イル］メタノール　８―(7)―1788

22719　（*E*）―３―［３―（*N*―メチルスルファモイル）―５―（トリフルオロメチル）フェニル］アクリル酸ベンジル　４―(7)―2471

22720　２―（２―メチルフェニル）エタノール　４―(10)―1365

22721　（４―メチルフェニル）ジフェニルスルホニウム＝ブロミド　４―(2)―343

22722　*N*―（４―メチルフェニル）ビフェニル―４―アミン　７―(3)―960

22723　（３*Z*）―１―［（２―メチルプロパ―２―エン―１―イル）オキシ］ヘキサ―３―エン　２―(12)―269

22724　２―メチルプロパン酸＝２―｛（１*R*）―３―［ビス（１―メチルエチル）アミノ］―１―フェニルプロピル｝―４―（ヒドロキシメチル）フェニル＝一フマル酸塩　７―(4)―1269

22725　４―メチルベンゼンスルホン酸＝［（２*S*）―４―メチル―３，４―ジヒドロ―２*H*―１，４―ベンゾオキサジン―２―イル］メチル　８―(7)―1789

22726　４―メチル―８―メチリデントリシクロ［３．３．１．$1^{3,7}$］デカン―２―オール　７―(2)―304

22727　７―メトキシカルボニルスピロ［４．５］デカ―６―エン―６―オール＝カリウム塩　７―(2)―305

22728　２―｛｛１―［（２―メトキシフェニル）アミノ］―１，３―ジオキソブタン―２―イル｝ジアゼニル｝安息香酸　４―(4)―1357

○厚生労働省告示第三百十二号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率